# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年２月９日 |
| 【会社名】 | 神姫バス株式会社 |
| 【英訳名】 | SHINKI BUS CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長　上杉 雅彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 兵庫県姫路市西駅前町１番地 |
| 【電話番号】 | 079（223）1247 |
| 【事務連絡者氏名】 | 企画部長　永井 勝浩 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 兵庫県姫路市西駅前町１番地 |
| 【電話番号】 | 079（223）1247 |
| 【事務連絡者氏名】 | 企画部長　永井 勝浩 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所<br>（大阪市中央区北浜一丁目８番16号） |

## 1【提出理由】

当社は、平成24年２月９日開催の当社取締役会において、平成24年７月２日を目処に子会社２社の設立及び会社分割により、旅行事業及び貸切バス事業といった観光関連事業を中間持株会社によって経営管理する体制に移行するための事業再編（以下「本事業再編」）を行うことを決議いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

Ⅰ．当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | | |
|---|---|---|
| 商号 | 神姫バスツアーズ株式会社<br>（平成24年３月２日設立予定） | 神姫観光ホールディングス株式会社<br>（平成24年４月２日設立予定） |
| 本店の所在地 | 姫路市西駅前町１番地 | 姫路市西駅前町１番地 |
| 代表者の氏名 | 山口 隆博 | 長尾 真 |
| 資本金の額 | 50百万円 | 10百万円 |
| 純資産の額 | 50百万円 | 10百万円 |
| 総資産の額 | 50百万円 | 10百万円 |
| 事業の内容 | 旅行事業 | 旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業 |

(2) 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光ホールディングス株式会社は、設立前の会社であり、最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| 相手会社の名称 | 神姫バスツアーズ株式会社 | 神姫観光ホールディングス株式会社 |
|---|---|---|
| 大株主の名称 | 神姫バス株式会社（注） | 神姫バス株式会社 |
| 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 | 100%（注） | 100% |

（注） 会社分割の効力発生日（平成24年７月２日予定）以後は、神姫観光ホールディングス株式会社が100%保有の大株主となる予定です。

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | 神姫バスツアーズ株式会社 | 神姫観光ホールディングス株式会社 |
|---|---|---|
| 資本関係 | 当社100%出資の子会社として設立される予定です。（注） | 当社100%出資の子会社として設立される予定です。 |
| 人的関係 | 当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。 | 当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。 |
| 取引関係 | 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。 | 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。 |

（注） 会社分割の効力発生日（平成24年７月２日予定）以後は、神姫観光ホールディングス株式会社の100%出資子会社となる予定です。

**Ⅱ．吸収分割の目的**

当社の旅行事業及び貸切バス事業は、経済環境の悪化や規制緩和に伴い収益力が悪化しており、少子高齢化等の構造的要因により今後ますます厳しくなるものと予想されます。

こうした状況のもと、当社では事業の市場競争力を高めることを目的に両事業の再編計画を策定、実行いたします。

当社の旅行事業は会社分割により子会社化し、新たに「神姫バスツアーズ株式会社」として事業収支の明確化と柔軟な人事制度の構築を行い、市場競争力を強化します。また、神姫バスツアーズ株式会社と貸切バス事業を行う子会社である神姫観光バス株式会社を統括する中間持株会社「神姫観光ホールディングス株式会社」を設立し、管理業務を統合してコスト削減を進めます。さらに、神姫観光ホールディングス株式会社を主体として、旅行事業と貸切バス事業の両サービスをより機能的に結び付け、３社が一体となった経営戦略の立案や経営管理を行い、激変する経営環境、ニーズの変化に柔軟に対応できる体制を構築します。

**Ⅲ．吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他吸収分割契約の内容**

**(1) 吸収分割の方法**

当社は、吸収分割の方式により、旅行事業を神姫バスツアーズ株式会社に、旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業（以下「本件経営管理事業」）を神姫観光ホールディングス株式会社にそれぞれ承継させる予定です。

**(2) 吸収分割に係る割当ての内容**

未定です。

**(3) 吸収分割の日程**

| | |
|---|---|
| 本事業再編の承認に係る取締役会 | 平成24年２月９日 |
| 子会社（神姫バスツアーズ株式会社）の設立 | 平成24年３月２日（予定） |
| 子会社（神姫観光ホールディングス株式会社）の設立 | 平成24年４月２日（予定） |
| 当社旅行事業に係る吸収分割契約承認取締役会 | 平成24年５月15日（予定） |
| 分割契約締結 | 〃 |
| 本件経営管理事業に係る吸収分割契約承認取締役会 | 〃 |
| 分割契約締結 | 〃 |
| 当社旅行事業に係る吸収分割の効力発生日 | 平成24年７月２日（予定） |
| 本件経営管理事業に係る吸収分割の効力発生日 | 平成24年７月２日（予定） |

（注） 本件吸収分割は、当社については会社法第784条第３項に規定する簡易分割であり、神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光ホールディングス株式会社については会社法第796条第１項に規定する略式分割であるため、それぞれ分割承認株主総会を開催いたしません。

**(4) その他吸収分割契約の内容**

未定です。

**Ⅳ．吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠**

未定です。

**Ⅴ．吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容**

| | | |
|---|---|---|
| 商号 | 神姫バスツアーズ株式会社 | 神姫観光ホールディングス株式会社 |
| 本店の所在地 | 姫路市西駅前町１番地 | 姫路市西駅前町１番地 |
| 代表者の氏名 | 山口 隆博 | 長尾 真 |
| 資本金の額 | 50百万円 | 10百万円 |
| 純資産の額 | 未定 | 未定 |
| 総資産の額 | 未定 | 未定 |
| 事業の内容 | 旅行事業 | 旅行事業及び貸切バス事業の経営管理に係る事業 |

なお、本臨時報告書記載の未定事項につきましては、決定があり次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

以上